

発議第 8 号

「議会広報広聴特別委員会」の設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年6月18日提出

提出者

議会運営委員長 森 亮二

提案理由 流山市議会だよりの編集及び調査、議会報告会の実施、議会ホームページの充実、議会アンケートの実施のため議会広報広聴特別委員会を設置する。

「議会広報広聴特別委員会」の設置について

- 1 本市議会は、地方自治法第109条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により委員10人からなる「議会広報広聴特別委員会」を設置する。

- 2 本市議会は、「議会広報広聴特別委員会」に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 流山市議会だよりの編集及び調査に関する事項
 - (2) 議会報告会の実施に関する事項
 - (3) 議会ホームページの充実にに関する事項
 - (4) 議会アンケートの実施に関する事項

- 3 調査期間
上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

発議第 9 号

「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」の
設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年6月18日提出

提出者

議会運営委員長 森 亮二

提案理由 平成17年8月につくばエクスプレスが開通したが、運行主体である首都圏新都市鉄道株式会社の今後の資金計画や運行状況等を的確に把握する必要がある。さらには、現在市内4施行地区で区画整理事業が進められているが、今後の事業の見直しも含めて、一層の事業展開が見込まれている。また、新川耕地及び周辺の土地の有効活用については今後の推移を見守り、調査研究する必要がある。よって、「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」を設置し、調査研究をすることとする。

「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」の
設置について

1 本市議会は、地方自治法第109条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により、委員8人からなる「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」を設置する。

2 本市議会は、「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」に対し、次の事項を付託する。

(1) つくばエクスプレス事業及び沿線整備事業に関する調査、研究事項

(2) 沿線センター地区等まちづくりに関する調査、研究事項

(3) 新川耕地に関する調査、研究事項

(4) 常磐自動車道流山インターチェンジ周辺整備に関する調査、研究事項

3 調査期間

上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。